

令和 4 年

第 7 回 農業委員会会議録

阿 蘇 市 農 業 委 員 会

令和4年 第7回 阿蘇市農業委員会会議録

1 開催日時 令和4年7月11日（月曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市北側別館大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1 番 古閑 隆一	2 番 古澤 一雄	3 番 石本 健二	4 番 岩下 浩徳
5 番 井手 孝義	6 番 田代 純一	7 番 檜木 すみ子	8 番 竹原 真理子
9 番 山口 正孝	10 番 岩下 保男	11 番 知里口 香穂里	12 番 山内 市男
13 番 西村 豊治	14 番 田嶋 政隆	15 番 今村 光也	16 番 梅井 浩二
17 番 黒川 龍己	18 番 和田 敏喜	19 番 木村 広典	

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席、青：出席依頼なし）

1 番 中村 秀政	2 番 市原 英一	3 番 今井 健一	4 番 佐藤 範一
5 番 五嶋 誠次	6 番 山本 利幸	7 番 藤井 博徳	8 番 河崎 利徳
9 番 永野 成男	10 番 白石 正明	11 番 竹原 忠信	12 番 古木 雄三
13 番 山中 健二	14 番 大友 浩喜	15 番 佐藤 弘明	16 番 室 恒和
17 番 園田 賢臣	18 番 高木 正明	19 番 江藤 則一	20 番 野上 勝喜
21 番 山本 眞一			

5 議事

- ・ 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・ 議案第23号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・ 議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・ 議案第25号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村文広 参事 佐藤克昭

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 17 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 7 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。今年はすでに梅雨も明け暑い日が続いています。農作業の際は、熱中症に注意されますよう願います。新型コロナウイルスについては、感染終息とはなっておらず皆様も十分注意していただきたく思います。また、来月は農地パトロールとなっておりますのでご協力をお願いします。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 6 番委員お願いします。

唱和・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 5 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 5 件、第 5 条によるもの 5 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 8 件、利用権の設定 7 件、使用貸借権の設定 1 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 4 件を議題とします。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、12 番委員、14 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 7 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 7 号の 5 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 5 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 7 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 7 号を終わります。続きまして、議案第 23 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 5 件、5 条 5 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 23 号農地法第 3 条による許可申請の 5 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 5 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

4 番農業委員 順位 5 番についてお尋ねします。耕作作物は何になりますか。

事務局 キャベツ、牧草となっています。

4 番農業委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3 条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法 3 条 5 件は決定します。

つづきまして、第 5 条 5 件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第 2 3 号農地法第 5 条による、転用許可申請の 5 件は、いずれも農地法第 5 条、同法施行規則第 2 2 条及び農地転用事務処理要領第 5 の許可基準を満たした農地です。順位 1 番から 5 番の、譲渡人（貸人）、譲受人（借人）、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 本日の現地調査班の方々は、大変お疲れ様でした。本日の現地調査班長を務めていただきました 1 2 番委員より、転用案件について説明をお願いします。

1 2 番委員 今回は、現地調査班 6 名と事務局 2 名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、2 種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 5 条順位 1 番を説明します。

申請地は、JR いこいの村駅から西へ、約 500m のところになります。 申請面積は 4 9 8 m² の敷地に、個人住宅（建築面積 1 1 2 m²）を計画するものです。排水は、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由し市道側溝に接続する計画で、雨水も同様に市道側溝に放流する計画です。 農地区分は、農地の広がり が 1 0 ヘクタール未満の生産性の低い第 2 種農地となります。

○ 5 条順位 2 番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から南東へ、約 1. 4 k m のところになります。 申請面積は 2 9 7. 5 4 m² の敷地に、個人住宅（建築面積 9 1. 0 9 m²）を計画するものです。 排水は、污水及び生活雑排水は阿蘇市の下水道に接続する計画で、雨水は近隣に側溝に放流する計画です。 農地区分は、概ね 5 0 0 m 以内に 2 以上の教育施設及び医療機関が近接する第 3 種農地となります。

○ 5 条順位 3 番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から南東へ、約 1. 4 k m のところになります。 申請面積は 2 3 5. 9 1 m² の敷地に、個人住宅（建築面積 1 0 8. 4 7 m²）を計画するものです。 排水は、污水及び生活雑排水は阿蘇市の下水道に接続する計画で、雨水は近隣に側溝に放流する計画です。農地区分は、5 条

2番と同様に第3種農地となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から南東へ、約1.4kmのところになります。申請面積は396.71㎡の敷地に、個人住宅（建築面積132.49㎡）を計画するものです。排水は、汚水及び生活雑排水は阿蘇市の下水道に接続する計画で、雨水は近隣に側溝に放流する計画です。農地区分は、5条3番と同様に第3種農地となります。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北西へ、約400mのところになります。申請面積は318㎡の敷地に、個人住宅（建築面積115.93㎡）を計画するものです。排水は、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由し既設側溝に接続する計画で、雨水も同様に既設側溝に放流する計画です。農地区分は、阿蘇地域振興局から半径1km以内にある住宅率40%を超える第2種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議 長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議 長 それでは、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。
何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。5条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、5条5件は決定します。

これで議案第23号3条、5条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第24号所有権移転の8件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から8番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第24号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転8件は決定します。

議 長 次に議案24号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第24号2番の利用権設定の7件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位7番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第24号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定7件は決定します。

議 長 次に、議案24号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第24号3番の使用貸借権設定の1件については、農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番の、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第24号3番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 これで議案第24号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第25号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から4番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の11番委員と農業委員8番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の12番委員と農業委員11番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の1番委員と農業委員16番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の1番委員と19番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案25号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 24 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 25 号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 7 回総会を閉会いたします。